

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-334-8133 (午前8:30～午後5:30)

担 当 特養・短期入所チーム

チームマネジャー・生活相談員	日下 祐輔
ケアマネジャー	小泉 亮太
生活相談員	齋藤 里美
生活相談員	君塚 綾

2. 苑の概要

(1) サービスの種類

施設の種類	短期入所生活介護 (事業者番号 1373803061) 東京都指定 (平成14年 4月 1日) 開設年月日 (平成14年 4月 1日) 入所定員 (10名)
施設名称	府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
所在地	〒 183-0035 東京都府中市四谷3-66
施設長	渡邊 義洋 (わたなべ よしひろ)

(2) 施設職員体制

職種	指定基準
管理者	1名
医師	必要数
生活相談員	1名以上
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
事務員	必要数
介護職員・看護職員	30名以上

※医師は常勤換算数ではありません。

※体制は介護老人福祉施設としての配置を含んだものです。

(3) 施設の設備等の概要

生活空間としては、20～50人単位のエリア（ユニット）が3つあり、短期入所事業の利用者10名含み、定員は90名です。

ユニット 1	4人部屋5室・食堂
ユニット 2	2人部屋1室・4人部屋2室（特養ベッド+10床）・食堂

ユニット 3	4人部屋12室・1人部屋2室・食堂
--------	-------------------

入浴設備としては、ご本人の状態に適した形態で援助させていただきます。

介助浴	湯船の出入りには手すりの付いた階段があります。
チェアー浴	専用の椅子に座った状態で入浴ができます。
仰臥型機械浴	横になったまま入浴ができます。

その他

静養室	1	医務室	1
機能訓練室	1	面接室	2

3. サービス内容

(1) 食 事

管理栄養士が立てる献立や各ユニットの食堂での盛り付けの実施などで、より家庭的な雰囲気の中で食事を提供します。

(2) 入 浴

利用者の身体状況に応じて、介助浴・チェアー浴・仰臥型機械浴による適した形態で週2回の入浴を提供します。体調不良などによって入浴ができない時は、清拭を行います。

(3) 介 護

寝たきり予防と健康維持のため、できる限り離床していただくよう働きかけます。利用者の一人ひとりの生活リズムを考え、ご本人の排泄パターンに合わせた介助や食事時間に幅をもたせるなど、ご本人のペースを尊重した生活が営めるよう配慮します。少人数のあつまりによるきめ細かな接遇で「安心」を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員の指導により、利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。

(5) 生活相談

利用者及びそのご家族からの心配事や悩みについて、相談に応じ、可能な限り必要な援助に努めます。

(6) 健康管理

在宅での生活を基本とした健康管理を行います。夜間帯、看護師は施設内にて勤務していませんが、施設勤務看護師や他の機関との連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しております。

また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

(7) 療養食の提供

医師の発行する食事箋により、厚生労働大臣が定める療養食（糖尿食・腎臓食・肝臓食・胃潰瘍食・貧血食・高脂血症食・膵臓食・通風食等）の対応を行います。

(8) 所持品管理

貴重品については、「利用者預り金等管理規程」により管理いたします。その他所持品については、職員にお問合せください。

(9) レクリエーション等

楽しみながら身体を動かすアクティビティ活動を検討し、身体機能の維持にも留意します。また、ユニットの食堂でのおやつ作りなど、興味をもっていただける活動を模索します。その他趣味活動への側面からの援助や、季節感のある行事計画を立案し実施します。

利用者を含めた話し合いで、ユニット単位による外出なども行います。

(10) 身体拘束等の適正化

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが利用者の身体的・精神的被害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束を行わないケアを実施します。

その他、身体拘束についての項目は「身体拘束等の適正化のための指針」に則り、検討、手続きを進めていきます。

4. 利用料金

(1) 利用料金（別紙「料金表」）

基本サービスについては、介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額を利用料金として請求します。介護報酬見直し等の法改正により料金に変更となる場合があります。

滞在費、食費は当施設が定めた料金を請求いたします。施設で定める料金を変更する場合は、事前に説明します。

その他、参加されたレクリエーションやクラブ活動での材料代等は実費での請求となります。

(2) 支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料金を請求いたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動振替（毎月26日）、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

(3) 利用開始前のサービス中止

利用者は事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することにより、キャンセル料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

利用開始日の前日午後5時までに連絡がなかった場合は1日の当該基本料金の50%をキャンセル料として請求します。

(4) 利用期間中の中止

①利用途中にサービスを中止して退所する場合、利用料金は退所日までの日数を基に計算します。

②次の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ア 利用者が中途退所を希望した場合
- イ 入所日の健康チェックの結果、体調が思わしくなかった場合
- ウ 利用中に体調が悪くなった場合
- エ 他の利用者の生命または健康に影響を与える行為があった場合

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

当重要事項にご同意いただき契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) 持ち物

- ①服薬中のお薬は日付、時間ごとに分包し、氏名、日付、時間（「朝」「昼」「夕」等）を明記して持参してください。
- ②衣類も含め、持参される持ち物には氏名を明記してください。
- ③貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ④提供される食事以外に必要な食品についてはご準備ください。また、生ものについてはご遠慮ください。

(3) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内の支払がなかった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は解約していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知します。

(4) 契約の自動終了

次の場合は、双方の連絡がなくとも、契約は自動的に終了し、予約は無効になります。

- ①利用者が他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合（但し、在宅相互利用の場合は除く）
- ②利用者の要介護認定区分または要支援認定区分が、非該当（自立）となった場合
- ③利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失された場合

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

可能なかぎり、在宅生活の継続を念頭においた上で、入浴や排泄、食事などの介護や、機能訓練、健康管理及び生活上の相談対応を行い、利用者が持っている能力に応じた自立した日常生活を援助します。

ユニットケア（グループケア）によるきめ細やかな個別接遇を展開することで、

利用者本位のサービス提供を目指し、何よりも「安心」を提供します。
 地域住民から信頼される地域に開かれた施設として、地域における福祉の拠点として事業を展開します。また、施設の接遇内容や経営状況については情報を開示し、健全な経営に努めるとともに、ボランティアの受け入れ等を積極的に行い、地域交流を図ります。

(2) サービスの利用のため

事 項	有無	備 考
異性介護の有無	有	
職員への研修の実施	有	年 1 2 回以上
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束適正化の指針	有	3.サービス内容 (10) 参照

(3) 施設利用に当たっての留意事項

①面 会

面会時間は 8 : 3 0 から 2 1 : 0 0 までです。面会時に他の利用者の迷惑にならないようお願いいたします。なお、緊急時や時間外での面会については、お電話にてご連絡ください。

②飲酒と喫煙

喫煙は限られた場所以外ではお断りします。

飲酒は基本的には自由ですが、医師からのストップ、泥酔等他人に迷惑がかかる場合はご遠慮願います。また、飲酒時間は職員にご相談ください。

③備えている設備

日常生活に必要な設備を備えています。必要な設備がありましたら、職員までお問合せください。施設内の設備、器具の使用については、用法に従ってご利用ください。使用方法等に問題があって、破損等をした場合、弁償していただくことがあります。また、ラジオ等の電化製品については、ご自分でご用意願うものもあります。

④居室

居室変更の希望については、居室の空き状況や他の利用者の性別等を含めた状況を踏まえ、施設でその可否を決定させていただきます。利用者の心身の状況により居室を利用期間中に変更する場合がありますが、その際には利用者および代理人と協議の上決定します。

⑤施設設備の利用

入浴機器、リハビリ機器等、危険を伴う設備、器具の使用にあたっては、職員の指示を厳守してください。所定の時間、用法以外での単独使用による事故等には責任を負いかねます。

⑥所持品の持ち込み

日常生活に必要な身の回り品類を除き、家具類の持ち込みはご遠慮いただいております。
 計画・説明-03/03

ります。但し、利用者の安心や在宅生活の継続の観点から必要となる物品（仏壇等）を持ち込む場合はご相談ください。

⑦宗教活動

布教活動等、他の利用者にご迷惑がかかる行為は固くお断りしています。

⑧その他

政治活動及び営利活動は固くお断りしています。

施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はお断りしています。

7. 緊急時の対応

利用者に状態の変化等があった場合は、ご家族や主治医への連絡及び救急要請等の必要な措置を講じ、速やかに対応します。

8. 事故発生時の対応

介護事故・感染症・食中毒・車両事故などの事故が発生した場合、医師への連絡や救急要請等の必要な措置を講ずるほか、関係法令に則した対応を行うとともに、ご家族の方に速やかにご連絡します。

また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

<緊急時・事故発生時連絡先>

第1連絡先

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

第2連絡先

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

9. 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

10. 業務継続計画の策定

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護事業（介護予防）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また事業所の従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修

及び訓練を定期的実施し、業務継続計画について定期的に見直しを行い必要に応じて変更します。

1 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回開催します。その結果を事業所の従事者に周知徹底します。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所の従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 2. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 「よつや苑消防計画」に基づき対応します。また、地元自治会と近隣防災協定を締結し、相互訓練を通じて災害時に対応します。
- (2) 防災設備 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常放送設備、誘導灯、防排煙設備、自家発電設備、火災報知設備、フード等簡易自動消火設備等を備え付けています。また、施設内のカーテン、カーペット等は防火用品を使用しています。
- (3) 防災訓練 「よつや苑消防計画」に基づき、夜間想定及び日中想定 of 防災訓練を利用者参加で実施するとともに、年1回地域総合防災訓練も実施します。また、職員の継送訓練も実施し、災害時に職員が参集する訓練も実施します。
- (4) 防火管理者 総務グループ グループマネージャー 金本 真幸

1 3. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 直接担当している者の他に窓口があります。
 - ① 苦情解決責任者 渡邊 義洋 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
 - ② 施設サービスグループ担当 日下 祐輔 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
 - ③ 在宅サービスグループ担当 小沼 敬夫 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
 - ④ 苦情解決第三者委員事務局 金本 真幸 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望

される方も予め電話でご連絡をお願いします。)

(2) その他区市町村にも苦情窓口があります。

①府中市福祉保健部介護保険課

電話 042-335-4030

②東京都国民健康保険団体連合会

介護相談窓口担当

電話 03 - 6238 - 0177

対応時間 平日 9 : 00～17 : 00

1 4. 第三者による評価の実施

評価機関	ヒューマンブラザーズ株式会社
評価結果の公表	公表あり（ホームページからご覧いただけます。）
評価の頻度	1年に1回
評価内容	組織マネジメント、利用者サービス
評価対象	ご利用者、ご家族、職員

1 5. 当法人の概要

別紙「当法人の概要」をご参照ください。

令和 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業 者

住 所 〒206-0823

東京都稲城市平尾四丁目 16 番地の 1

法人名 社会福祉法人正吉福社会

代表者名 理 事 長 櫻 井 千 馨 印

住 所 〒183-0035

東京都府中市四谷 3 - 6 6

事業所名 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター

説明者 配 属 特養・短期入所チーム
氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者からについての短期入所生活介護重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所
氏 名

(代 理 人) 住 所
氏 名
続 柄

□. 当法人の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 正吉福祉会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 櫻井 千馨
- (3) 法人所在地 〒206-0823 東京都稲城市平尾四丁目 1 6 番地の 1
- (4) 電話番号 042-331-2001
- (5) 定款の目的に定めた事業

① 特別養護老人ホーム

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立特別養護老人ホームよつや苑
- (ウ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (エ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (カ) 杜の風・上原 特別養護老人ホーム正吉苑
- (キ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑二番館
- (ク) 介護老人福祉施設きたざわ苑

② 老人デイサービスセンター

- (ア) 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) デイサービスセンターきたざわ苑
- (エ) デイサービスセンターこまえ正吉苑
- (オ) ふれあいの家しみず正吉苑
- (カ) デイサービスセンターしもいぐさ正吉苑
- (キ) デイサービスセンターまちだ正吉苑
- (ク) 杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑

③ 老人短期入所事業

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) 短期入所生活介護きたざわ苑
- (エ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (カ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 短期入所生活介護正吉苑
- (ク) 短期入所生活介護こまえ正吉苑二番館

④ 老人居宅介護等事業

- (ア) ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルパーステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルパーステーションきたざわ苑
- (エ) ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑
- (オ) ホームヘルパーステーションすぎなみ正吉苑
- (カ) ホームヘルパーステーションまちだ正吉苑

⑤ 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

- (ア) ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルパーステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑

⑥ 小規模多機能型居宅介護事業

- (ア) 小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
- (イ) 小規模多機能型居宅介護しもいぐさ正吉苑

- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業
 - (ア) 看護小規模多機能型居宅介護やのくち正吉苑
 - ⑧ 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - (ア) グループホームよつや正吉苑
 - (イ) グループホームやのくち正吉苑
 - ⑨ 地域包括支援センター
 - (ア) 稲城市地域包括支援センターやのくち
 - (イ) 府中市地域包括支援センターよつや苑
 - (ウ) 新代田あんしんすこやかセンター
 - (エ) 地域包括支援センターこまえ正吉苑
 - (オ) 杉並区地域包括支援センターケア24清水
 - (カ) 町田市南第3高齢者支援センター
 - ⑩ 居宅介護支援事業
 - (ア) 居宅介護支援センターやのくち正吉苑
 - (イ) 居宅介護支援センターよつや苑
 - (ウ) 居宅介護支援センターきたざわ苑
 - (エ) 居宅介護支援センターこまえ正吉苑
 - (オ) 居宅介護支援センターすぎなみ正吉苑
 - (カ) 居宅介護支援センターまちだ正吉苑
 - (キ) 杜の風・上原 居宅介護支援センター正吉苑
 - ⑪ 訪問看護事業
 - (ア) 訪問看護ステーションいなぎ正吉苑
 - (イ) 訪問看護ステーションなかはら正吉苑
 - (ウ) 訪問看護ステーションきたざわ苑
 - (エ) 訪問看護ステーションこまえ正吉苑
 - (オ) 訪問看護ステーションまちだ正吉苑
 - ⑫ サービス付き高齢者向け住宅事業
 - (ア) コーシャハイム千歳船橋サービス付き高齢者向け住宅
 - (イ) こまえ正吉苑サービス付き高齢者向け住宅
 - ⑬ 介護人材等育成事業
 - (ア) 介護人材等育成事業
- (6) 施設・拠点等
- | | |
|-------------------|-----|
| ①特別養護老人ホーム | 8カ所 |
| ②通所介護事業 | 8カ所 |
| ③短期入所事業 | 8カ所 |
| ④訪問介護事業 | 6カ所 |
| ⑤障害福祉サービス事業 | 3カ所 |
| ⑥小規模多機能型居宅介護事業 | 2カ所 |
| ⑦看護小規模多機能型居宅介護事業 | 1カ所 |
| ⑧認知症対応型老人共同生活援助事業 | 2カ所 |
| ⑨地域包括支援センター | 6カ所 |
| ⑩居宅介護支援事業 | 7カ所 |
| ⑪訪問看護事業 | 5カ所 |
| ⑫サービス付き高齢者向け住宅事業 | 2ヶ所 |
| ⑬介護人材等育成事業 | 1ヶ所 |

短期入所生活介護

料金表 (3割負担額)

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター

1. 基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (3割)	長期利用費減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,530	1,959	573	573
要介護2	672	7,277	2,184	642	642
要介護3	745	8,068	2,421	715	715
要介護4	815	8,826	2,648	785	785
要介護5	884	9,573	2,872	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位: 円/日)

対象者		区分	滞在費 (居住費)	食費
生活保護受給者		段階1	0	300
世帯の全員 (世帯分離している配偶者を含む) が市民税非課税	高齢福祉年金受給者	段階2	430	600
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫妻は1,650万円) 以下の方	段階3①	430	1,000
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫妻は1,550万円) 以下の方	段階3②	430	1,300
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫妻は1,500万円) 以下の方	段階4	915	1,650
上記以外の方		段階4	915	1,650

※食費1,650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	42
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	72
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	59
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	20
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	39
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	13
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	26
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	325
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	33
○ 夜間職員配置加算 (Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	42
夜間職員配置加算 (Ⅲ)	Ⅰの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	162	49

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	693	208
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	163
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	650
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	390
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	1,992	598
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	26
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	182
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	1,381
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡視を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	628	189
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合 (入所日から経算して7日を限度)	+90	974	293

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

短期入所生活介護

料金表 (2割負担額)

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター

1. 基本料金

併設型短期入所生活介護Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (2割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	603	6,530	1,306	573	573
要介護2	672	7,277	1,456	642	642
要介護3	745	8,068	1,614	715	715
要介護4	815	8,826	1,766	785	785
要介護5	884	9,573	1,915	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

対象者		区分	滞在費 (居住費) 多床室	食費
生活保護受給者		段階1	0	300
世帯の全員 (世帯分離している配偶者を含む) が市 民税非課税	高齢福祉年金受給者	段階2	430	600
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫妻は1,650万円)以下の方	段階3①	430	1,000
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫妻は1,550万円)以下の方	段階3②	430	1,300
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫妻は1,500万円)以下の方	段階4	915	1,650
上記以外の方				

※食費1,650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加算

<体利加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	28
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	48
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	39
○サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	13
○機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	26
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	9
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	18
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	217
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	22
○夜間職員配置加算 (Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	28
夜間職員配置加算 (Ⅲ)	1の要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	162	33

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	693	139
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	109
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	434
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	260
○送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	1,992	399
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	18
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	122
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	921
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡回を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	628	126
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合 (入所日から起算して7日を限度)	+90	974	195

<新 介護職員処遇改善加算>

○介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

短期入所生活介護

料金表 (1割負担額)

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター

1. 基本料金
併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (1割)	利用者負担額 (1割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護 1	603	6,530	653	573	573
要介護 2	672	7,277	728	642	642
要介護 3	745	8,068	807	715	715
要介護 4	815	8,826	883	785	785
要介護 5	884	9,573	958	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位: 円/日)

対象者		区分	滞在費 (居住費)	食費
生活保護受給者		段階 1	0	300
世帯の全員 (世帯分離している配偶者を含む) が市民税非課税	老齢福祉年金受給者	段階 2	430	600
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫妻は1,650万円) 以下の方			
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫妻は1,550万円) 以下の方	段階3①	430	1,000
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫妻は1,500万円) 以下の方	段階 3 ②	430	1,300
上記以外の方		段階 4	915	1,650

※食費1,650円の内訳としては、朝食 (396円) ・昼食 (792円) ・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額 (1割)	利用者負担額 (1割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	14
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	24
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	20
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	7
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	13
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	5
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	9
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の組織的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	109
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	11
○ 夜間職員配置加算 (Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	14
夜間職員配置加算 (Ⅱ)	1の要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	162	17

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	693	70
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	217
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	130
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	1,992	200
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	61
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	461
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡視を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	628	63
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合 (入所日から総算して7日を限度)	+90	974	98

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

介護予防短期入所生活介護

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター

料 金 表

1. 基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	446	4,830	1,449	442
要支援 2	555	6,010	1,803	548

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

対象者		区分	滞在費 (居住費)	食費
生活保護受給者		段階 1	0	300
世帯の全員 (世帯分離している配偶者を含む) が市民税非課税	老齢福祉年金受給者			
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫妻は1,650万円) 以下の方	段階 2	430	600
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫妻は1,550万円) 以下の方	段階3①	430	1,000
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫妻は1,500万円) 以下の方	段階 3 ②	430	1,300
上記以外の方		段階 4	915	1,650

※食費1,650円の内訳としては、朝食 (396円) ・昼食 (792円) ・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

居住費と食費にかかる自己負担額は、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担の上限額となります。

3. その他の加算

<体制加算>

項目		加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額
	生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	42
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	72
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	59
○	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	20
	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	325
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	33
○	機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	39

<実績による加算>

			単位 円/日
	口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50 541 163
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200 2,166 650
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120 1,299 390
○	送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184 1,992 598
	療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8 86 26
	個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56 606 182

<新 介護職員処遇改善加算>

○	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

介護予防短期入所生活介護

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター

料金表

1. 基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額	長期利用減算(31日以降)
要支援1	446	4,830	966	442
要支援2	555	6,010	1,202	548

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

対象者		区分	滞在費(居住費)	食費
生活保護受給者		段階1	0	300
世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税	高齢福祉年金受給者			
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫妻は1,650万円)以下の方	段階2	430	600
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫妻は1,550万円)以下の方	段階3①	430	1,000
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫妻は1,500万円)以下の方	段階3②	430	1,300
上記以外の方		段階4	915	1,650

※食費1,650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

居住費と食費にかかる自己負担額は、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担の上限額となります。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	28
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	39
○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	13
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	217
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	22
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	26

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	109
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	434
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	260
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	399
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	18
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	122

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

介護予防短期入所生活介護

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター

料金表

1. 基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	446	4,830	483	442
要支援 2	555	6,010	601	548

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

対象者		区分	滞在費 (居住費)	食費
生活保護受給者		段階 1	0	300
世帯の全員 (世帯分離している配偶者を含む) が市民税非課税	高齢福祉年金受給者	段階 2	430	600
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫妻は1,650万円) 以下の方	段階3①	430	1,000
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫妻は1,550万円) 以下の方	段階 3 ②	430	1,300
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫妻は1,500万円) 以下の方	段階 4	915	1,650
上記以外の方				

※食費1,650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円) とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

居住費と食費にかかる自己負担額は、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担の上限額となります。

3. その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	14
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	24
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	20
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	7
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	109
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	11
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	13

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	217
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	130
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	1,992	200
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	61

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数